

# 一般社団法人佐賀県薬剤師会会員規程

平成 25 年 4 月 1 日 施 行  
平成 29 年 9 月 1 日 一部改正  
令和 2 年 4 月 1 日 一部改正  
令和 2 年 10 月 23 日 一部改正  
令和 3 年 4 月 1 日 一部改正

## 第 1 章 総 則

### (目 的)

第 1 条 この規程は、一般社団法人佐賀県薬剤師会（以下「県薬」という。）定款（以下「定款」という。）第 7 条の規定に基づき、会員の構成、並びに入会及び退会に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (会員の構成)

第 2 条 会員は、定款第 5 条の規定に基づき正会員、団体会員、賛助会員、特別会員及び名誉会員とする。

## 第 2 章 入会等手続

### (入会資格基準及び手続)

第 3 条 正会員、団体会員又は賛助会員として入会しようとする者は、入会申込書に必要事項を記入し、当該年度の会費を添えて、地域薬剤師会又は職域薬剤師会を経由して会長に提出しなければならない。なお、団体会員については、所属する職域薬剤師会からの名簿の提出により、入会申込書に代えることができる。また、特別会員として入会しようとする者については、入会申込書を直接会長に提出する。

2 前項の入会申込書に対し、理事会は、別表の資格基準により審査を行い、入会の可否を決定する。ただし、団体会員を除く。

3 名誉会員については、理事会で予め本人の意向を確認の上、総会において承認し、本人に通知する。

### (会員名簿及び個人会員に関する情報の取扱い)

第 4 条 入会者は、会員の種別毎に、県薬が管理する会員名簿に登録する。

2 前項の入会申込書に記載した事項に変更が生じた場合は、変更届を県薬会長（以下「会長」という。）に提出しなければならない。

3 会員名簿に登録された個人会員に関する情報については、別に定める「個人情報保護に関する基本方針」及び「個人情報管理規程」に基づき取扱わなければならない。

### (会 費)

第 5 条 会費の金額及び納期並びに会費滞納に対する催告等については、定款第 9 条の規定により理事会において別に定める会費規程による。

2 名誉会員については、会費を要しない。

### **(退会事由及び手続)**

第6条 会員は、定款第10条の規定に基づき、退会届を会長に提出して、任意に退会することができ、退会した場合は会員名簿の登録を抹消する。なお、特別会員については、有効期限までに手続がない場合は、退会届が提出されたものとみなす。

2 定款第12条の規定により、退会以外の理由により会員の資格を喪失した場合は、退会と同じく会員名簿の登録を抹消する。

3 前各項により会員資格を喪失した場合は、既納の会費は返還しない。また、資格喪失後は、会員としての資格称号を前歴としても使用することはできない。

### **(再入会)**

第7条 前条の規定により会員資格を喪失した者が再入会を希望する場合には、その理由を記した説明書とともに、改めて第3条に定める入会申込書を提出しなければならない。

2 前項の再入会申込みに対しては、第3条に定める基準により、理事会において再入会の可否を決定し、これを申込者に通知する。

ただし、退会の際、未納の会費がある場合には、当該未納分を支払わない限り、再入会は認めない。また、除名により会員資格を喪失した者は、資格喪失後5年間は、再入会を認めない。

## **第3章 正会員**

### **(種別)**

第8条 定款第5条に規定する正会員の種別は、次のとおりとする。

- (1) 正会員 A は、管理薬剤師又は県薬に貢献を望む薬剤師
- (2) 正会員 B は、正会員 A 以外の薬剤師

## **第4章 団体会員**

### **(種別)**

第9条 定款第5条に規定する団体会員の種別は、次のとおりとする。

- (1) 病院薬剤師会、県庁薬剤師会に所属する薬剤師
- (2) その他理事会で承認された団体に所属する薬剤師

## **第5章 賛助会員**

### **(種別)**

第10条 定款第5条に規定する賛助会員の種別は、次のとおりとする。

- (1) 賛助会員 A は、入会を希望する個人及び企業・団体等
- (2) 賛助会員 B は、入会を希望する薬品の製造業及び卸売販売業等の関係者、又は医薬品販売に従事する者
- (3) 賛助会員 C は、薬局を経営する個人及び企業・団体等

## 第6章 特別会員

### (種別)

第11条 定款第5条に規定する特別会員の種別は、次のとおりとする。

- (1) 薬科大学・薬学部等の薬剤師養成の大学、大学院等の教育課程の在籍者
- (2) 薬剤師になるための資格のある者

## 第7章 名誉会員

### (名誉会員)

第12条 定款第5条に規定する名誉会員は、県薬及び県薬の目的の達成に功労のあった者に贈る栄誉の称号とする。

### (名誉会員の承認)

第13条 名誉会員は、別表の資格基準を満たした者について、理事会の議を経て、会長が総会に推挙し、総会において承認する。

### (処遇)

第14条 名誉会員の称号を受けた者は、名誉会員名簿に登録する。

## 第8章 会員の特典等

### (会員の特典)

第15条 会員は、次の特典を享受することができる。なお、正会員及び賛助会員は(1)から(5)、また、団体会員及び特別会員は(2)から(5)の特典を受けることができることとする。

- (1) 県薬が発行する会誌等を無料で配布を受けることができる。
- (2) メールマガジンに登録し、メール等による情報提供を受けることができる。
- (3) 県薬ホームページの会員の頁に登録し、無料の薬剤師向けの情報提供を受けることができる。
- (4) 県薬の出版物を斡旋価格(割引価格)で購入することができる。
- (5) 県薬が主催、共催する研修会、セミナー等に会員料金(割引料金)で参加することができる。

### (改廃)

第16条 この規程の改廃は、理事会の議を経て決定する。

### 附則

第1条 この規程の施行に関し、必要な事項は別に定める。

第2条 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

第3条 この規程の施行以前に適用されている会員の種別は、当分の間、そのまま適用する。

第4条 この規程は、平成29年9月1日から施行する。

第5条 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

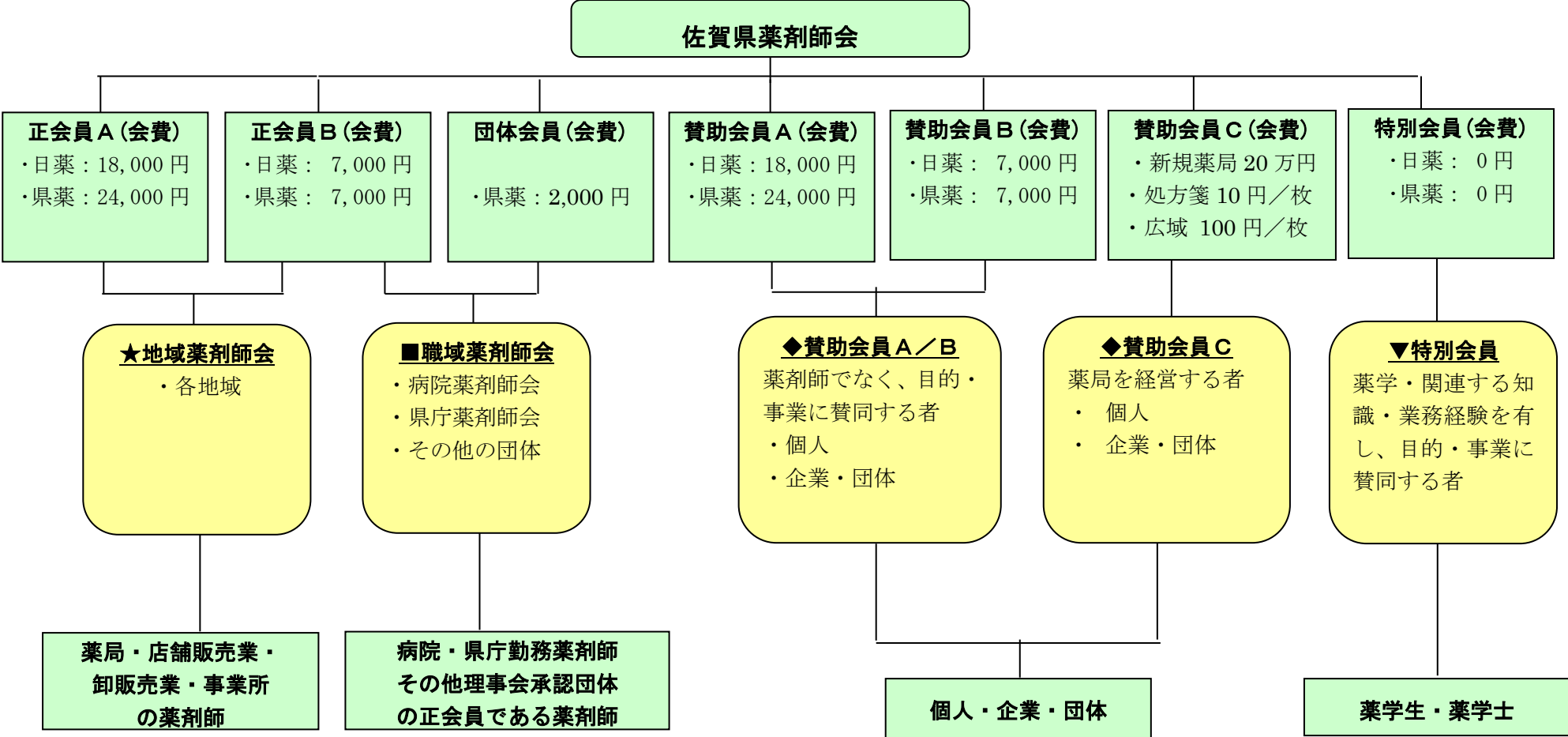
第6条 この規程は、令和2年10月23日から施行する。

第7条 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

「別表」資格基準

会員名称	資格基準
正会員	<p>① 薬剤師の免許を取得していること。(薬剤師法第2条)</p> <p>② 薬事関係法規に違反した者で、処分が終了していること。</p> <p>③ 会員として除名の処分を受けた日から5年以上経過していること。</p> <p>④ 地域薬剤師会又は職域薬剤師会の会員であること。</p> <p>⑤ 正会員Aの管理薬剤師とは、薬局の管理者、医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器の製造販売業の総括製造販売責任者又は医薬品製造業の医薬品製造管理者、店舗販売業の店舗管理者、配置販売業の区域管理者、卸売販売業の営業所管理者である薬剤師をいう。</p> <p>⑥ 正会員Bは、勤務する事業所に正会員Aが存すること。 ただし、1事業所で総括製造販売責任者及び医薬品製造管理者を設置している事業所、又は1事業所で複数の業態を兼業している事業所にあつては、いずれかの管理薬剤師が正会員Aであれば足りること。 また、管理薬剤師が不要な事業所の薬剤師、管理者が薬剤師でない事業所の薬剤師又は事業所に勤務していない薬剤師は、この限りでない。</p>
団体会員	<p>・ 県薬の目的及び事業に賛同し、病院薬剤師会、県庁薬剤師会、その他理事会で承認された団体に所属する薬剤師の正会員は、団体会員となることができる。</p>
賛助会員	<p>・ 県薬の目的及び事業に賛同し、事業に賛助するため入会を希望する個人及び企業・団体、又は薬局を経営する個人及び企業・団体は、賛助会員となることができる。</p>
特別会員	<p>・ 正会員、賛助会員以外の個人で、薬学を専攻する学生その他薬学及びそれに関連する知識・業務経験を有し、県薬の目的、事業に賛同するため入会を希望する者は、特別会員となることができる。</p>
名誉会員	<p>・ 原則として70歳以上の者であつて、県薬の表彰を受けた者、又は薬剤師の倫理の高揚及び学術の振興、薬学又は薬業の進歩発展、あるいは県薬の発展に特に顕著な功労があつた者であること。</p>

# 佐賀県薬剤師会 会員構成イメージ図



(県内に勤務又は在住する薬剤師)